



鳥取県公報

平成13年 3月23日(金)

第 7 2 6 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	新たに生じた土地の確認（市町村振興課）..... 1
	字の区域の変更（ " ）..... 1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）..... 2
	保安林の指定の解除予定（森林保全課）..... 2
教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定（文化課）..... 3
	鳥取県指定無形民俗文化財の指定（ " ）..... 3
	鳥取県指定史跡の指定（ " ）..... 3
公安規則	鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）..... 4
公 告	平成12年度後期技能検定の合格者（労働雇用課）..... 7
	警備員指導教育責任者講習の実施（警察本部生活安全企画課）..... 11
調達公告	落札者の決定（管理課）..... 13

告 示

鳥取県告示第187号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき、赤碕町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成13年 3月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

新たに生じた土地の位置（平成13年 3月 7日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
大字赤碕字塩濱筋2028の3、大字赤碕字西三軒屋1608の3、大字赤碕字東三軒屋1645の4及び大字赤碕字松ヶ谷2029の地先	14,704.23平方メートル

鳥取県告示第188号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、赤碕町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、平成13年 3月23日からその効力を生ずる。

平成13年 3月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成13年 3月 7日現在の地番による。）
大字赤碕字西三軒屋	大字赤碕字西三軒屋の全域 大字赤碕字西三軒屋1608の 3 の地先の公有水面埋立地
大字赤碕字東三軒屋	大字赤碕字東三軒屋の全域 大字赤碕字東三軒屋1645の 4 の地先の公有水面埋立地
大字赤碕字塩濱筋	大字赤碕字塩濱筋の全域 大字赤碕字塩濱筋2028の 3 の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第189号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成13年5月6日までの間、鳥取県生活環境部県民生活課において公衆の縦覧に供する。

平成13年 3月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成13年 3月 6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人岩美自然学校
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
澤 健一
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
岩美郡岩美町大字浦富2924 - 3
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、児童・青少年及びそれに関わる個人・法人、その他の団体（以下児童・青少年等という。）に対して、自然体験等に関する事業を行い、児童・青少年等の健全育成に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第190号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成13年 3月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡東伯町大字徳万字添水谷431の16
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備

- 3 解除の理由
指定理由の消滅

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第4号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年 3月23日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

考古資料の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
桂見遺跡出土縄文時代遺物一括				
1 丸木舟	2 艘	鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館
1 櫂	9 本	8 本 鳥取県	鳥取市東町一丁目220	岩美郡国府町大字宮下1260 鳥取県埋蔵文化財センター
		1 本 鳥取市	鳥取市尚徳町116	鳥取市湯所町一丁目148 鳥取市埋蔵文化財調査センター

鳥取県教育委員会告示第5号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年 3月23日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

風俗慣習の部

名 称	所 在 地	保 護 団 体
諏訪神社の柱祭り	八頭郡智頭町大字智頭	諏訪神社柱祭り保存会

鳥取県教育委員会告示第6号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定史跡の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成13年 3月23日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

史跡の部

名 称	所 在 地
羽衣石城跡	東伯郡東郷町大字羽衣石字古城958 - 1、958 - 2、958 - 3、958 - 4、958 - 5、958 - 6及び958 - 7

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月23日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

鳥取県公安委員会規則第3号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(警務部の分課) 第2条 警務部に、次の <u>5</u> 課及び監察官室を置く。 総務課 会計課 警務課 厚生課 情報管理課	(警務部の分課) 第2条 警務部に、次の <u>6</u> 課及び監察官室を置く。 総務課 会計課 警務課 教養課 厚生課 情報管理課
(総務課の所掌事務) 第3条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。	(総務課の所掌事務) 第3条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(6) 略

(7) 機関誌の編集及び発行に関すること。

(8) 略

(警務課の所掌事務)

第5条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(9) 略

(10) 職場教養に関すること。

(11) 学校教養に関すること。

(12) 術科の訓練に関すること。

(13) 情報公開に関すること。

(14) 略

第6条 削除

(生活安全企画課の所掌事務)

第6条の6 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(10) 略

(11) 質屋営業法(昭和25年法律第158号)、古物営業法(昭和24年法律第108号)及び金属屑業条例(昭和27年鳥取県条例第31号)の施行に関すること。

(12)～(21) 略

(22) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)の施行に関すること。

(23) 略

(刑事部の分課)

第7条 刑事部に次の4課及び科学捜査研究所を置く。

捜査第一課

捜査第二課

暴力団対策課

鑑識課

(捜査第二課の所掌事務)

第8条の2 捜査第二課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関すること。

(3) 政治資金に係る犯罪の捜査に関すること。

(4) 略

(1)～(6) 略

(7) 略

(警務課の所掌事務)

第5条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(9) 略

(10) 略

(教養課の所掌事務)

第6条 教養課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 職場教養に関すること。

(2) 学校教養に関すること。

(3) 術科の訓練に関すること。

(4) 機関誌の編集及び発行に関すること。

(生活安全企画課の所掌事務)

第6条の6 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(10) 略

(11) 質屋営業法(昭和25年法律第158号)、古物営業法(昭和24年法律第108号)及び金属屑業条例(昭和27年7月鳥取県条例第31号)の施行に関すること。

(12)～(21) 略

(22) 略

(刑事部の分課)

第7条 刑事部に次の3課及び科学捜査研究所を置く。

捜査第一課

捜査第二課

鑑識課

(捜査第二課の所掌事務)

第8条の2 捜査第二課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 略

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の施行に関すること。

(4) 暴力団の取締りに関すること。

(暴力団対策課の所掌事務)

第8条の3 暴力団対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の施行に関すること。
- (2) 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。
- (3) 鳥取県暴力追放運動推進センターに関すること。
- (4) その他暴力団対策に関すること。

(鑑識課の所掌事務)

第8条の4 略

(科学捜査研究所の所掌事務)

第8条の5 略

(警備第一課の所掌事務)

第14条の3 警備第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)～(3) 略
- (4) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること(警備第二課の所掌に属するものを除く。)
ア～ク 略
- (5) 略

(警備第二課の所掌事務)

第14条の4 警備第二課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)～(7) 略
- (8) 警備実施に関連する犯罪の取締りに関すること。
- (9)及び(10) 略

(参事官)

第17条の2 略

(首席監察官)

第17条の3 警務部に首席監察官を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 首席監察官は、上司の命を受け、監察に関する重要事項に関する事務を統括し、部下の職員を指揮監督する。

(5) 暴力団に係る犯罪の捜査に関すること。

(6) 鳥取県暴力追放運動推進センターに関すること。

(鑑識課の所掌事務)

第8条の3 略

(科学捜査研究所の所掌事務)

第8条の4 略

(警備第一課の所掌事務)

第14条の3 警備第一課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1)～(3) 略
- (4) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること(警備第二課の所掌に属するものを除く。)
ア～ク 略
- (5) 略

(警備第二課の所掌事務)

第14条の4 警備第二課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1)～(7) 略
- (8) 前条第4号に掲げる犯罪以外の警備犯罪の取締りに関すること。
- (9)及び(10) 略

(参事官)

第17条の2 略

(暴力団対策室)

第21条の3 捜査第二課に、暴力団対策室を附置する。

2 暴力団対策室の位置は、鳥取市とする。

3 暴力団対策室は、第8条の2第3号から第6号までに掲げる事務をつかさどる。

4 暴力団対策室に、室長を置き、警視の階級にある

警察官をもって充てる。

5 室長は、上司の命を受け、暴力団対策室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成13年3月26日から施行する。

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定により実施した平成12年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成13年3月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 特級技能検定合格者

金属プレス加工

川 合 光 昭 前 田 孝 治

仕上げ

長谷川 公 夫 坂 田 敏 弘

機械検査

田 淵 美 佐 栄

機械保全

飯 塚 眞 光

2 一級技能検定合格者

さく井

ロータリー式さく井工事作業

知 本 奈 美 石 橋 雄 一 木 内 修 森 灘 潔 永 井 剛

山 本 明 株 本 雄 司 中 井 康 人 上 住 実 井 上 賢 治

機械検査

機械検査作業

安 本 順 子 井 田 幹 夫 伊 藤 潤 子

機械保全

機械系保全作業

上 田 吉 一 竹 田 伸 良 平 尾 昭 一 堀 尾 孝 司 岸 哲 夫

電気系保全作業

実 守 順 三 小 河 道 夫 赤 井 保 夫

電気機器組立て

シーケンス制御作業

田 中 好 一 桜 井 和 英

空気圧装置組立て

空気圧装置組立て作業

松 本 博 久

農業機械整備

農業機械整備作業

宮 野 政 男 小 谷 直 章 宮 脇 哲 也 船 橋 正 塚 根 孝 章
西 尾 裕 二 郎 松 原 英 昭

冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工作業

片 山 政 志 中 田 昭 雄 田 中 克 典 野 田 晋 一 朗 林 幸 一
多 賀 保 夫 中 島 良 夫 青 砥 祐 二 武 良 茂

紳士服製造

紳士既製服型紙製作作業

加 藤 憲 林 義 仁 重 森 文 仁 砂 田 武 宏 徳 井 正 義

紳士既製服縫製作業

石 脇 友 昭 西 谷 美 智 子

建築大工

大工工事作業

駒 井 定 義 佐 藤 輝 寿 御 船 俊 郎 小 山 隆 実 黒 田 裕 志

かわらぶき

かわらぶき作業

大 坪 亮 二 中 川 雅 人 宮 野 秀 樹 谷 口 成 治 郎

配管

建築配管作業

西 口 善 仁 谷 口 省 二 尾 崎 穰 山 下 浩 三 本 庄 賢 治
松 本 孝 一 湖 山 智 晴 和 多 瀬 泰 行 橋 本 修 二 岩 野 和 男
神 藤 一 彦 米 山 好 明 谷 口 誠 岩 本 茂 樹 宇 和 田 弘

プラント配管作業

加 藤 義 一

型枠施工

型枠工事作業

柳 田 幸 一 西 岡 正 鳥 石 博 文

鉄筋施工

鉄筋組立て作業

稲 村 明 史 中 村 勝 彦 景 川 雄 治 程 口 征 一 原 田 貴 晴
近 藤 延 子 石 井 健 人 矢 野 繁 弘 畦 坪 安 則

コンクリート圧送施工

コンクリート圧送工事作業

佐 久 間 好 巳

防水施工

アスファルト防水工事作業

近 藤 修 司

合成ゴム系シート防水工事作業

小 原 大 幸

ガラス施工

ガラス工事作業

砂 口 明 義 岩 田 浩 伸

塗装

鋼橋塗装作業

瀧 本 覚 鎌 澤 宏 晃 金 山 芳 成 堀 場 敬 司 竹 内 美 敏
未 吉 進

3 二級技能検定合格者

さく井

ロータリー式さく井工事作業

藤 澤 大 悟 田 中 聖 一 中 西 律 子 森 田 勝 明

鍛造

ハンマ型鍛造作業

福 井 裕 剛 前 田 誠 二

プレス型鍛造作業

上 野 拓 也

ロープ加工

ロープ加工作業

島 田 秀 秋 砂 田 和 徳

機械検査

機械検査作業

坂 本 近 子

機械保全

機械系保全作業

石 野 政 司 大久保 誠 竹 部 真 吾 山 住 文 雄 木 原 康 支
川 上 政 広 清 水 修 西 尾 雄 一 山 本 英 樹 西 山 長 久
玉 川 伸 一 川 田 貴 子 西 村 武 宮 脇 治 己 上 野 拓 也
山 本 雅 敬 中 井 昭 人 谷 口 哲 人 山 崎 範 和 梅 林 洋 司
平 木 浩 一 紺 本 仁 小 林 正 典 中 山 聡 難 波 裕 二
岩 本 洋 一

電気系保全作業

田 中 修 一 仙 石 裕 之 中 嶋 博 之 福 嶋 弘 右 近 昭 男
湯 谷 真 澄 大 島 英 樹 高 橋 千 影 村 上 淳 次 林 和 弥
濱 下 隆 志 西 山 伸 一 郎 大 前 健 吾 小 林 克 則 財 原 督 文
清 水 学 清 水 潤 治 佐 伯 大 輔 森 田 信 晴 田 中 義 憲

設備診断作業

三 橋 礼 司 蒲 池 誠 鐵 本 義 秀 池 田 哲

電子機器組立て

電子機器組立て作業

坂 本 武 志 舟 越 哲 也 安 部 健 二 松 本 康 史

電気機器組立て

シーケンス制御作業

山 崎 裕 之 遠 藤 宏 樹

空気圧装置組立て

空気圧装置組立て作業

半 田 裕 之 丹 後 成 三 山 中 康 幸 山 田 喜 雄

農業機械整備

農業機械整備作業

山 根 正 一 瀬 川 聡 高 橋 淑 美 小 谷 智 伊 藤 義 彦
西 古 光 輝

冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工作業

富 川 直 樹 濱 中 康 貴 近 藤 賢 一 中 尾 裕 治 遠 藤 讓 一
谷 口 省 二 山 田 俊 一

紳士服製造

紳士既製服型紙製作作業

中 谷 良 夫

紳士既成服縫製作業

澤 明 美 澤 知江美 森 岡 展 子 奥 田 和 恵

和裁

和服製作作業

藤 田 真 紀 子 安 岡 敦 子

建築大工

大工工事作業

吉 田 栄 一 中 原 宏 基 伊 藤 創 柿 田 直 也 横 山 佳 生
大 西 克 也 佐 藤 保 松 本 雄 次 榊 原 大 介 竹 内 重 宏
大 上 和 雄 米 田 典 昭 北 村 裕 寿

かわらぶき

かわらぶき作業

松 田 秀 明 井 次 守

配管

建築配管作業

岸 下 徹 也 中 野 利 夫 福 間 築 紀 福 井 栄 二 猪 口 篤
谷 野 雅 俊 谷 田 修 良 石 尾 隆 憲 牧 浦 圭 介 米 山 優 子
稲 葉 宏 滋 中 原 理 福 西 剛 征 吉 村 成 美 岩 谷 慎 一
坂 本 清 広 谷 村 孝 司 壹 岐 一 由 岩 淵 智 之 阪 本 保 一
阿 部 孝 志 福 田 和 彦 山 本 敦 恵 松 村 圭 一 前 田 義 明
寿 山 雄 一 福 田 宗 正 安 酸 敏 記 有 田 雄 一 石 倉 省 蔵
山 田 俊 一 早 島 岳 大 岩 田 昭 次 郎 井 上 宏 樹 城 戸 貴 志
坂 口 進 丸 山 和 明 吉 村 博 臣

プラント配管作業

石 井 健 二

型枠施工

型枠工事作業

山 尾 慎 吾

鉄筋施工

鉄筋組立て作業

奥 田 愛 文 植 田 豊 昭 奥 田 貴 史 高 田 学 坂 本 健 一

山 本 眞 也 北 村 強 遠 澤 明 久 飯 森 慎 二 郎 山 根 武 綱
梶 田 昌 毅 中 本 匠 牧 野 陽 林 賢 司 下 村 靖 史

コンクリート圧送施工

コンクリート圧送工事作業

徳 田 優 治 佐 伯 誠

防水施工

合成ゴム系シート防水工事作業

井 田 雄 一

ガラス施工

ガラス工事作業

山 本 勝 也 中 村 精 一 郎 吉 村 彰 彦

テクニカルイラストレーション

立体図作成作業

真 島 恒 雄

機械・プラント製図

機械製図手書き作業

渡 部 潤 米 村 大 高 橋 精

塗装

鋼橋塗装作業

坂 根 和 樹 上 村 成 二 遠 藤 力 三 蔵 光 翔 二 西 村 浩 文

浜 田 由 寛 竹 内 健 武 田 中 覚

4 単一等級技能検定合格者

電子回路接続

電子回路接続作業

西 村 紀 生

樹脂接着剤注入施工

エポキシ樹脂注入工事作業

川 上 高 一 藤 吉 哲 史

5 三級技能検定合格者

機械検査

機械検査作業

三 上 真 由 美

配管

建築配管作業

濱 田 誠

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成13年3月23日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

1 実施日時

(1) 平成13年5月21日(月)から同月28日(月)まで

(2) 時間 午前9時から午後4時50分まで

2 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館

3 講習事項

- (1) 警備業務実施の基本原則に関すること。
- (2) 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
- (3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- (4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- (5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者
- (3) 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しているもの

5 受講申込書の受付期間

平成13年4月23日（月）から同月27日（金）まで（郵送による場合は、平成13年4月28日（土）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

6 受講申込書の提出先

- (1) 県内に住所を有する者
住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する者
〒680 - 8520
鳥取市東町一丁目220 鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課

7 受講申込書の提出部数等

- (1) 受講申込書は正副2通とし、写真（受講申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付けること。
- (2) 受講申込書には、次の書面2通を添付すること。
 - ア 4(1)に該当する者にあつては、警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - イ 4(2)に該当する者にあつては、1級の検定に係る合格証の写し
 - ウ 4(3)に該当する者にあつては、2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

8 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、37,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

9 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857 - 23 - 0111）にすること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年3月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調 達 件 名 朝鍋ダム建設工事
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 決 定 日 平成13年2月9日
- 4 落札者の名称及び 朝鍋ダム建設工事五洋・美保・イワタ特定建設工事共同企業体
所 在 地 鳥取市扇町3
- 5 落 札 価 格 3,990,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成12年12月5日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局 鳥取県土木部砂防利水課管理係
の名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

